

平成30年度 麻生東小学校コンプライアンス委員会設置要項

(目的)

第1条 本校におけるコンプライアンスの状況を把握し、コンプライアンス違反を未然に防止し、コンプライアンス違反があった場合に対応するとともに、本校における教職員の不祥事を防止し、地域や保護者から信頼される学校づくりを推進するために、本委員会を設置する。

(定義)

第2条 本規定におけるコンプライアンスとは、本校教職員が職務遂行に当たって、関係法令や校内規定及び学校の教育計画を遵守することを言う。

(委員会の任務)

第3条 委員会は次に掲げる事項について実施する。

- (1) コンプライアンスに関する研修の企画・実施
- (2) コンプライアンスに関する相談・通報への対応
- (3) 不祥事根絶への行動プログラムの策定・実施

(委員会の構成)

第4条 本委員会は、校長・教頭・教務主任・ブロック代表・PTA会長・保護者代表をもって構成し、校長を委員長とする。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

(通報)

第6条 教職員は、コンプライアンス違反行為（可能性を含む）を知ったとき、また、適切な措置をとらないために違反する事態を招くおそれを生じた場合、速やかに校長に通報しなければならない。

(報告)

第7条 校長は、不祥事を認知した場合、直ちに行方市教育委員会及び関係機関に報告する。

附則 この規定は、平成30年4月2日から施行する。